

母性保護論争における与謝野晶子

廣中 悠里子

キーワード：与謝野晶子，母性保護論争，経済的独立，山川菊栄，平塚らいてう

1. はじめに

現代社会において、国際化はますます進んでいる。原油価格の高騰が様々な物価上昇など日常生活への悪影響を及ぼしたり、アメリカのサブプライムローン問題などが引き起こした金融破綻が日本の多くの輸出企業に悪影響を及ぼしていたりと、世界はつながっていることを嫌でも実感させられる。そのような国際化の波の中、筆者が注目したのが「ジェンダー」についての問題である。

日本では第二次世界大戦後さまざまな女性政策が行われてきた（表1）。現在ではまだまだ課題も多いが法が整備され、環境も徐々に整えられている。しかしここまでの道のりには、戦前の明治・大正といった時代で、女性が「良妻賢母」という教育や生き方を強要され、国家や家制度に縛られた生活を強いられていた背景がある。そこで日本社会のジェンダーや女性政策の歩みを考えたときに重要な人物である「与謝野晶子」（以下、与謝野と略す）を題材に取り上げ研究を行うこととする。

与謝野は大正軍国主義の時代に、文学的な面で反戦歌の「君死にたまう事なかれ」や奔放に女性の官能を歌った「みだれ髪」など社会に衝撃を与えるような文学作品を発表したことで知られている。『青鞥』の創刊号に載せた「山の動く日、きたる」「我はおなごぞ」といった女性の覚醒を呼びかける文章は、多くの女性を奮い立たせた。このようなことから日本のジェンダーや女性解放のあゆみを考える際にも、先導的人物であるといえる。

文芸者としての与謝野が取り上げられる一方で、女性の教育問題やジェンダー問題について鋭い分析をした数々の与謝野の論評については、先行研究も少なくあまり一般的に認知されていない。

表1 世界と日本の主な女性政策の流れ

1945	ポツダム宣言受諾 太平洋戦争敗戦
1946	男女平等の総選挙 日本国憲法公布
1947	教育基本法・労働基準法公布
1948	世界人権宣言
1966	国連総会・国際人権規約採択
1965	人種差別撤廃条約
1975	国際女性年世界会議（女子差別撤廃条約採択）
1979	日本が国際人権規約を批准
1985	日本が女子差別撤廃条約を批准 ⇒男女雇用機会均等法公布
1992	育児休業法公布
1999	育児・介護休業法公布 男女共同参画社会法公布

出所 清水書院（2005）『新中学校社会』より作成

そこで本研究の中では与謝野が多数の論客や社会を巻き込んで論議を醸した「母性保護論争」を中心に取り上げ、日本の女性政策の歩みの中における与謝野の主張の意義を明らかにすることを目的とする。研究の方法としては母性保護論争において中心人物であった与謝野、平塚らいてう、山川菊栄（以下、平塚、山川と略す）ら三氏の論評を分析し、母性保護論争の論争内容を整理する。そこから与謝野の主張の意義を明らかにする。

2. 評論者としての与謝野晶子

まず与謝野自身がなぜ女性の自立を強く訴えるに至ったのか、その生い立ちを考えていく。与謝野は大阪府堺市の老舗菓子屋「駿河屋」に七人兄弟の三女として生まれた。父は兄に学問の道へ進ませ、姉たちは早くに嫁いでしまったため家の仕事は幼い与謝野の肩にのしかかった。またそのため幼少期や、学生のころに与謝野自身が十分満足の行くような教育を「女だから」といって受けさせてもらえなかった。

そのような環境への反発心や、幼いころから読書を好み父に隠れて、父や兄の書物を読みこむ過程で文芸者としての才能を開花させていった。次第に自身の作品を雑誌に投稿するようになり、多くの文芸雑誌に掲載されるようになった。それらの才能溢れる作品が与謝野鉄幹の目に留まり、23歳の時に『みだれ髪』を発行するに至った。後に堺の実家を飛び出して上京し、与謝野鉄幹と結婚した。しかし結婚後は夫の失業や多くの子どもを抱え苦難の道のりを歩むこととなり、働く女性として執筆活動で一家の稼ぎ頭として家庭を支えていた。

このように、与謝野の「女性の独立」を強く訴える姿勢の背景には、幼少、学生期の父の教育姿勢や家庭環境によってその根底となる理念芽生え、結婚しても苦難の道を歩み家庭を支え続けた自身の経験から養われていった姿勢であることが指摘できる。

与謝野は、文学史の中で浪漫文学の代表者として知られているが、歌集 31 冊 (27%)、現代語訳 24 冊 (22%)、自選集 17 冊 (15%)、評論・随筆 15 冊 (14%)、小説 6 冊 (5%)、童話 5 冊 (約 5%)、共同発刊物などのその他 13 冊 (12%) と幅広い分野で執筆活動を行っていることがわかる (図 1)。与謝野がオリジナルで書いたもの (現代語訳や自選集を除く) は、歌集が 31 冊に対し評論・随筆は 15 冊とあまり認知されていないにも関わらず、その半数に迫る数を出している (図 1)。評論・随筆は与謝野が 37 歳から 43 歳にかけての執筆量が非常に多く、与謝野が後年力を入れていたことが分かる。また、評論といっても与謝野の文章には自らの生活体験から裏付けられるものが多く、だからこそ人々の大きな共感を得る執筆活動が行える人物であったといえる。

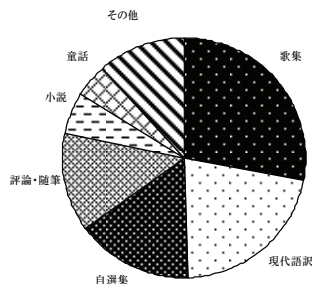


図 1 与謝野晶子の発行書物の種類別割合
出所 野間 (1980)『定本 与謝野晶子全集』より作成

3. 母性保護論争

母性保護論争とは女性の社会的、経済的地位の向上の方法論など働く女性と子育てについて繰り広げられた論争のことである。文芸雑誌『青鞥』に集った人々を中心に、女性解放をめぐる激しいイデオロギー論争が展開された。

『青鞥』の論客の一人であった生田花世は1914（大正3）年9月に論文「食べることと貞操と」を発表した。この論文を契機に始まった母性保護論争は、与謝野や平塚の論客に加えて山川など多数の男性の論客をも巻き込み、数年間に及ぶ激しい論争の応酬となった。

母性保護論争が盛んにやり取りされていた1918（大正7）年は、第一次世界大戦の終結の年に当たり、この時期日本の資本主義が飛躍的な発展を遂げた。資本主義の発展に伴い、資本家と労働者の間の貧富の格差が次第に顕在化しはじめた。また同年に米騒動も全国的な広がりをみせ、社会的に緊張感が高まっていた。女子労働者が繊維産業を中心にあらゆる産業で低賃金労働者として増大し、労働組合婦人部も結成されるようになった。劣悪な環境での長時間にわたる労働や深夜労働は、若い女性や母親の身体を破壊するのみではなく、育児のための十分な時間をも奪っていた。働く女性たちが子どもたちを放任せざるを得なかった状態を前に、母性保護、児童保護や子どもが健やかに育つ権利を保障する思想が芽生え、各地で労働争議が起こる中、保育所の必要性が政府の中でも考慮され始めていた。欧米社会でも第一次世界大戦後に女性たちの前線と銃後での活動が評価され、イギリスやアメリカにおいて女性参政権付与の気運が高揚し、女性の権利を拡張する運動が勝利をおさめていた。

4. 母性保護論争の展開

母性保護論争における論点は、①論者が女性の開放の目的に等しく労働と家事・育児の両立を行う上でどちらを優先させるか、②女性が開放された社会や国家像についての2つの論点である。①において平塚は家事・育児は女性の義務でありそれが国家のためになると主張したのに対して、与謝野は経済的独立ができないのであれば女性は妊娠・育児を行うべきではないと主張した。

両者の主張をもう少し具体的にみてみよう。平塚は、国家は母性を保護し妊娠・出産・育児期の女性は国家によって保護されるべきであると主張した。それに対する1918（大正7）年『婦人公論』3月号の与謝野の評論には真っ向から反対するものであった。

男子の財力をあてにして結婚し、及び分娩する女子は、たとひ其れが恋愛関係の成立している男女の仲であつても、経済的には依頼主義をとつて男子の奴隷となり…（中略）…それですから妊娠の時と分娩の時に予め備える財力の貯蓄を持っていない無力な婦人が、妊娠及び育児と云ふ生殖的奉仕に由つて国家の保護を求めるのは、労働の能力のない老衰者や廃人等が養育院の世話になっていることと同じだと思います（与謝野，1918 a）。

このように与謝野は述べ、②の点において「女子の徹底した独立」や女性の経済的独立を説き、欧米の女性運動の主張である女性の妊娠・分娩時の国の経済的保護を批判した。平塚は同じ年の『婦人公論』5月号で「母性保護の主張は依頼主義か、与謝野晶子氏へ」と名指しし、国家の義務を用いて反論した。

元来母は生命の源泉であつて、婦人は母たることによって個人的存在の意義を脱して社会的な国家的な、人類的な存在者となるのでありますから、母を保護することは婦人一個の幸福のために必要なばかりではなく、その子どもを通じて、全社会の幸福のため、全人類の将来のため必要なことでもあります（平塚，1918）。

このころの平塚の主張はエレン・ケイの母性主義に傾倒していた。平塚は『青鞥』の中でエレン・ケイの『恋愛と結婚』の翻訳を発表し、母性第一主義を主張していた。女性の経済的独立は現状から考えて不可能であり、与謝野の主張を「詩人の空想」と痛烈に批判した。

このような反論・批判に対して与謝野は同年の『太陽』6月号「平塚さんと私の論争」という評論で反論を行っている。

平塚さんは母性を過大に尊重しておられることが解ります。私は人間生活の高度な価値を父たり母たることに偏倚させて考えることを欲しません。私が良妻賢母に反対するのも一つは同じ理由からです。勿論父たり母たることに人生の重要な内容の一つとして相対的の価値を認めることは何人にも譲らないつもりでおります。しかし必ずしも「婦人が母たることに由って」特に最上の幸福を実現し得るものとは決して考えておりません。人間はその素質と境遇とそれらを改造する努力とに由って為し得る限りの道徳生活を建設することが最上の幸福であると信じております（与謝野，1918 b）。

このように述べ、育児・出産は必ずしも女性の人生の中心に位置づけなくともよいとしている。またそれは母性を尊重しないのではなく、まず女性自身が自立できる社会でなければ順当な母性を実現できないため、と平塚の主張とは一線を画した違った立場をとっていたといえる。

平塚さんは、すべての母は国家に保護される権利を持っているから、必ずしも経済的に夫婦相互の独立を計る必要はない。妊娠、分娩、育児の期間は夫に妻子の扶養を要求し夫が無力であれば国家にそれを要求すれば好い。従って経済上の無力から生ずる不幸が十分に予見されていても構わず、恋愛さえ成立すれば結婚して、養育の見込みの立たない子女を続々と挙げるのが今後の世界に容認される夫婦生活の公準であると主張されるのでしょうか（与謝野，1918 b）。

この文章は一貫して、国家の母性保護を訴える平塚に対して、与謝野（1918 b）の中で平塚に問いかけている文章である。与謝野にとって「経済的独立、女性の自立を目指す」というのは今すぐに実現しなければならないものではなく、あくまで国家の未来像を見据えての主張であった。当時の状況を加味せず、女性に対して乱暴に夫と同じ稼ぎを家計に出せといっているわけではない。ただ国家の保護を女性は弱者として求めるのではなく、女性であっても、各自の実力に従って自己の家庭を築くためにまず努力する姿勢が必要であると主張している。

その上で、「母の職能を成しえない貧困者を国家が保護するのは国家の義務だと考えて全く賛成するのですが、精神的にも経済的にも、自労、自活、自立、自衛する可能性をもっている個人が、父にせよ、母にせよ、妻にせよ国家の保護に由って受動的隷属的な生き方をするのは、個人の威厳と自由と能力とを放棄する意味において反対するのです（与謝野，1918 b）」と述べている。したがってまずすべきことは保護などではなく、現状を変えていくために、多産多死の出産の現状や女性の労働制度の改善を行うべきであるとの主張がなされている。

また子どもは国家のためのものでもあるという平塚の主張に対しても、「私は子どもを物だとも道具だとも思っていない。一個の自存独立する人格者だと思っています。子どもは子ども自身のものです（与謝野，1918 b）」という個人の人権に注目した立場を与謝野は主張した。

5. おわりに

与謝野はそもそも女性が生きていく中でなぜ母となることばかりを中心要素に生活していかなければ

ならないのかという基本的ともいえる疑問を社会に問いかけた。「育児をしたくない」などというわけではなく、論争の最中の1819（大正8）年に12人目の子どもを生み、夫が失業した中自ら家計を支えている与謝野だからこそ徹底的な女性の経済的独立の主張ができたことがうかがえる。また平塚も同様に執筆活動を行いながら育児を両立させていた職業婦人であり、『青鞥』運動の中心人物であったことから社会に強い影響を与える立場で母性保護の一貫した主張を行っていた。

与謝野と平塚な激しい論戦を客観的に分析し、平塚の母性保護の主張と、与謝野の女性の権利の主張の両者を達成することが必要と述べたのが山川であった。山川は与謝野と平塚が意見を戦わせた『婦人公論』に「母性保護と経済的独立—与謝野、平塚二氏の論争」を載せた。山川は、両者の主張が互いに矛盾しあうものではなく、女性解放のためにはその二つの主張が達成されるべきであると指摘した。山川は、与謝野の主張がヨーロッパの主流である「女の経済的独立」と参政権を主張する女権論の立場に立つものであり、平塚の主張は女権論による両性の機会均等の弊害を補完するエレン・ケイの「母権主義」を代表するとした（山川、1918）。両者の意見は対立するものではなくて、むしろ両方実現していくことこそが社会においてまず女性の地位を安定させることにつながるのではないかと主張した。

母性保護論争を通じて日本の近代化による資本主義社会が起こった初期に女性たちが直面する様々な基本的問題があぶりだされた。その後、平塚は新婦人会、山川は赤瀾会を立ち上げそれぞれのイデオロギーを持ち女性社会主義やブルジョア女性運動を行っていった。

このようにこの論争は結果として、実践的な女性運動を起こしていく触媒的働きにもなったものである。また、与謝野の主張である女性の経済的独立は当時の状況ではあまり受け入れられにくいものであったが、平塚との論争で確実に育児・出産など婦人の抱える問題の論が深まったといえる。そのような意味で、与謝野の主張はその後の日本の女性解放運動に多大な影響を与えるものであったといえる。

参考文献

- 内閣府（2007）：『女性のライフプランニングに関する調査』<http://www.gender.go.jp/raifupuran/houkoku19-index.html>
- 野間 省一（1980）：『定本与謝野晶子全集』、講談社
- 平塚らいてう（1918）：「母性保護の主張は依頼主義か、与謝野晶子氏へ」、『婦人公論』5月号（『平塚らいてう著作集』大月書店に所収）
- 山川菊栄（1918）：「母性保護と経済的独立—与謝野・平塚氏の論争」、『婦人公論』9月号（『山川菊栄集』岩波書店に所収）
- 与謝野晶子（1918 a）：「女子の徹底した独立」、『婦人公論』3月号（『定本与謝野晶子全集』講談社に所収）
- 与謝野晶子（1918 b）：「平塚さんと私の論争」、『太陽』6月号（『定本与謝野晶子全集』講談社に所収）
- 与謝野晶子文芸館（2008）：『与謝野晶子と故郷堺』、与謝野晶子文芸館、pp. 4-9.

Yosano Akiko in Motherhood protection controversy

Hironaka Yuriko

Key Words : Yosano Akiko, Economical independence, Motherhood protection cntroversy, Yamakawa Kikue, Hiratsuka Raiteu